

平成28年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府28-1(政策1-施策①))

政策名	適正な公文書管理の実施					
施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用					
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	49	52	105	108
		補正予算(b)	0	0	50	
		繰越し等(c)	-	-	-50	
		合計(a+b+c)	49	52	105	
執行額(百万円)	36	48	88			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール。以下、「RS」という。)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、RSを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	達成
		59.6%	83.5%	90.7%	91.9%	93.8%	94.6%	90.0%	
年度ごとの目標値		設定割合対前年度比(59.6%)増	設定割合対前年度比(83.5%)増	—	—	90.0%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成28年度のRS設定割合について、目標値である90%を上回る94.6%となったことから、上記判断とした。
	施策の分析	<p>【平成28年度に実施した具体的施策及び成果】</p> <p>平成28年度においては、主に①公文書管理制度の適正かつ円滑な運用に資する施策及び②国立公文書館の機能・施設の在り方に関する施策について、下記の取組を実施した。</p> <p>①については、国立公文書館の専門的技術的な知見を活用し、RS設定状況の確認及び廃棄協議に対応するとともに、各行政機関の総括文書管理者等を通じてRSの早期設定を含む公文書管理制度の適正な運用を各行政機関に促したほか、各行政機関職員への研修等(※)を通じて、RS設定の重要性を含む公文書管理制度全般の理解を深める施策を実施した。その結果、平成28年度のRS設定割合については、達成目標の90.0%を上回る94.6%となっており、上記施策は有効であったと考える。また、公文書管理法施行5年後見直しについて、平成28年3月に公文書管理委員会において取りまとめられた検討報告書を踏まえて検討を進め、平成29年2月に対応案について同委員会に報告を行った。</p> <p>②については、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存・利活用する為の環境を整備すべく、有識者会議を開催して新たな国立公文書館の機能・施設の在り方について検討を行い、平成29年3月に調査検討報告書を取りまとめた。それを踏まえ、平成29年4月に衆議院議院運営委員会にて、憲政記念館敷地を含む国会前庭を、新たな国立公文書館と憲政記念館の合築として政府が建設する為に使用することを認めるという決定がなされ、平成29年度中の基本計画策定に向けた本格的な検討が開始された。</p> <p>※研修の受講者数については、増加傾向にある(平成26年度:419,341人→平成27年度:479,997人)</p> <p>【測定指標の分析】</p> <p>○測定指標(RSを設定した行政文書ファイル等数の割合)については、目標を達成する見込み。 ・各行政機関等に対する研修や周知等の実施が主な要因として考えられる。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 RSの早期設定を定着させるため、研修等において周知を図るとともに、行政文書管理状況報告の取りまとめを通じて行政機関における文書管理状況の精査、検討、分析を行い、適正な文書管理の確保に取り組む。</p> <p>【測定指標】 ○測定指標(RSを設定した行政文書ファイル等数の割合)については、これまで順調に進捗しているものの、各行政機関等における行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置の設定を定着させ、法施行後の新規作成成分のみならず、法施行前の行政文書ファイル等も含めて設定の割合を増やしていくことが必要である。このため、各行政機関等に対する研修や周知等を引き続き実施し、法施行前の行政文書ファイル等の設定割合も増加させるべく取組を進める。 ・RSは、公文書管理法制定時、同法が掲げる「行政が適切かつ効率的に運用されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」との目的に資する重要なポイントとして新たに導入されたものであり、行政機関におけるRSの設定割合は、公文書管理制度の浸透及び運用状況を確認する上で有効な指標であるほか、これを安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の国立公文書館等への確実な移管を推進するものである。 ・したがって、平成29年度以降は「RS設定割合について、毎年度93.8%(=平成27年度実績値)以上」を目標とする。 ・公文書管理制度の運用状況を評価する上で、RS以外の有効な測定指標の有無について今後検討を行う。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>各行政機関から提出される平成28年度行政文書管理状況報告の概要を取りまとめ、公文書管理委員会に報告を行い、公文書管理法の運用状況について点検を行う予定。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成28年度における公文書等の管理等の状況について(平成30年3月内閣府大臣官房公文書管理課)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房公文書管理課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>公文書管理課長 畠山 貴晃</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	-------------------	---------------	--------------------------	-----------------	----------------